

少数株主保護に関する上場制度の見直し等に係る
「上場有価証券の発行者の会社情報の開示等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	1
2. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	6
3. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	7
4. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	8
5. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	10
6. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	11
7. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	18
8. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	20
9. 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	23

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するもののその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、事項及び第8項の規定にあつては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。 （1） 上場会社の業務執行を決定する機関が、に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） a～a a （略） a b <u>削除</u> a c～a n （略） （2） 次に掲げる事実が発生した場合 a～m （略） <u>mの2 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律（令和7年法律第67号）に基づく対象債権者集会における権利変更議案の決議が、議決権者の全ての同意により成立したこと又は同法第27条第1項に基づき裁判所の認可の決定により成立したこと。</u> n～w （略） （3）～（7） （略） 2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号	第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するもののその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、事項及び第8項の規定にあつては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。 （1） 上場会社の業務執行を決定する機関が、に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） a～a a （略） a b <u>特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続による調停の申立て</u> a c～a n （略） （2） 次に掲げる事実が発生した場合 a～m （略） （新設） n～w （略） （3）～（7） （略） 2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号

に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

- (1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a～p (略)

q 削除

r～t (略)

- (2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a～j (略)

jの2 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に基づく対象債権者集会における権利変更議案の決議が、議決権者の全ての同意により成立したこと又は同法第27条第1項に基づき裁判所の認可の決定により成立したこと。

k～n (略)

(3) (略)

3～16 (略)

(少数株主の賛成割合等の開示)

に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

- (1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a～p (略)

q 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て

r～t (略)

- (2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a～j (略)

(新設)

k～n (略)

(3) (略)

3～16 (略)

(新設)

第2条の2 40%以上の議決権を保有する者として本所が定める株主を有する上場会社は、株主総会において取締役の選任議案（会社提案議案に限る。）が決議された場合、次の各号に掲げる事項を遅滞なく開示しなければならない。

（1） 各取締役の選任議案に対する少数株主（本所が定める株主をいう。以下この条において同じ。）の賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数並びに賛成の意思表示に係る議決権の割合

（2） 40%以上の議決権を保有する者として本所が定める株主（本所が定めるところにより議決権を合算する株主を含む。）の概要

（3） 少数株主の反対理由の把握に向けた取締役会における対応方針（第1号に規定する賛成の意思表示に係る議決権の割合が50%を超えない選任議案が存在する場合に限る。）

2 前項第3号に掲げる事項を開示した上場会社は、前項における選任議案が決議された株主総会の日の翌日から起算して6か月以内に、次の各号に掲げる事項を開示しなければならない。

（1） 前項第3号の規定により開示した対応方針の実施状況

（2） 少数株主から得られた反対理由の概要

（3） 追加的な施策の必要性、施策の内容

（適時適切な会社情報の開示の実践）

第2条の3 （略）

（会社情報の開示に係る審査等）

第2条の4 （略）

（会社情報の本所への説明）

第2条の5 上場有価証券の発行者は、第2条及び第2条の3の規定に基づき会社情報の開示を行う

（適時適切な会社情報の開示の実践）

第2条の2 （略）

（会社情報の開示に係る審査等）

第2条の3 （略）

（会社情報の本所への説明）

第2条の4 上場有価証券の発行者は、第2条及び第2条の2の規定に基づき会社情報の開示を行う

場合は、あらかじめ本所に当該開示に係る内容を説明するものとする。

(開示前における自社のウェブサイト等での会社情報の取扱い)

第2条の6 上場有価証券の発行者は、第2条及び第2条の3の規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、次条の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。

(会社情報の開示の方法)

第2条の7 第2条及び第2条の3の規定に基づく会社情報の開示は、TDnet（本所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。

2～4 （略）

5 前各項の規定にかかわらず、第2条から第2条の3までの規定に基づく会社情報の開示は、TDnetの稼動に支障が生じた場合その他本所が必要があると認める場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。

6 （略）

7 上場会社は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の本所への通知及び同項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の本所への通知を行う場合には、第2条及び第2条の3の規定に基づく会社情報の開示

場合は、あらかじめ本所に当該開示に係る内容を説明するものとする。

(開示前における自社のウェブサイト等での会社情報の取扱い)

第2条の5 上場有価証券の発行者は、第2条及び第2条の2の規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、次条の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。

(会社情報の開示の方法)

第2条の6 第2条及び第2条の2の規定に基づく会社情報の開示は、TDnet（本所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。

2～4 （略）

5 前各項の規定にかかわらず、第2条及び第2条の2の規定に基づく会社情報の開示は、TDnetの稼動に支障が生じた場合その他本所が必要があると認める場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。

6 （略）

7 上場会社は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の本所への通知及び同項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の本所への通知を行う場合には、第1項に規定する会社情報の開示により行うものとす

に係る方法により行うものとする。

8 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第4条 上場有価証券の発行者は、第2条から第2条の3まで又は第3条第3項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2・3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年7月10日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2の規定は、令和8年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用する。
- 3 改正後の第2条第1項第2号mの2及び第2条第2項第2号jの2の規定は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和7年法律第67号)の施行の日から適用する。

る。

8 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第4条 上場有価証券の発行者は、第2条、第2条の2又は第3条第3項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2・3 (略)

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(MBO等に係る遵守事項) 第11条 上場会社は、次の各号に掲げる事項(当該事項又は第1号若しくは第2号に掲げる事項の実施後に予定している一連の行為により当該上場会社が発行者である株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。)のいずれかが行われる場合には、当該各号に掲げる事項が当該上場会社の一般株主にとって公正なものであることに關し、本所が別に定めるところにより、本所が定める者で構成される特別委員会による意見を記載した書面の入手を行うものとする。ただし、当該事項の緊急性が極めて高いものとして本所が認める場合には、本所が別に定めるところにより、本所が定める者による意見を記載した書面の入手を行うことで足りるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 適時開示規則第2条第1項第1号e、fの2、fの3、aj又はakに掲げる事項(支配株主、その他の関係会社その他本所が定める者(当該事項と一連の行為として行われる公開買付け(第1号に掲げる場合を除く。))によって、新たにこれらの者になった者を除く。)が関連するものに限る。) 2 (略) 付 則 この改正規定は、令和8年7月10日から施行する。	(MBO等に係る遵守事項) 第11条 上場会社は、次の各号に掲げる事項(当該事項又は第1号若しくは第2号に掲げる事項の実施後に予定している一連の行為により当該上場会社が発行者である株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。)のいずれかが行われる場合には、当該各号に掲げる事項が当該上場会社の一般株主にとって公正なものであることに關し、本所が別に定めるところにより、本所が定める者で構成される特別委員会による意見を記載した書面の入手を行うものとする。ただし、当該事項の緊急性が極めて高いものとして本所が認める場合には、本所が別に定めるところにより、本所が定める者による意見を記載した書面の入手を行うことで足りるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 適時開示規則第2条第1項第1号e、fの2、fの3、aj又はakに掲げる事項(支配株主、その他の関係会社その他本所が定める者(当該事項と一連の行為として行われる公開買付けによって、新たにこれらの者になった者を除く。)が関連するものに限る。) 2 (略)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(F-QSの適格性) 第209条 F-QSは、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。 (1) (略) (2) F-QSの認定の申請日から遡って5年間に<u>において</u>コーポレート・ファイナンスの助言業務に関する経験を通算して3年以上を有している<u>又はこれと同等以上の経験を有している者であること</u> (3)～(9) (略) 付 則 この改正規定は、令和8年7月10日から施行する。	(F-QSの適格性) 第209条 F-QSは、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。 (1) (略) (2) F-QSの認定の申請日から遡って5年間に<u>において、</u>コーポレート・ファイナンスの助言業務に関する経験を通算して3年以上を有している者であること (3)～(9) (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
1 1. の4 第7条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係 第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の（1）から（7）までに掲げる事項をいうものとする。ただし、（2）及び（6）にあつては、新規上場申請者が、内国株券の発行者である場合に限る。 （1）～（5） （略） （6） 独立役員（企業行動規範に関する規則第6条第1項に規定する独立役員をいう。以下同じ。）の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからjまでのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。） a （略） b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者、<u>業務執行者でない取締役であった者、監査役であった者又は会計参与であった者</u> c～e （略） f <u>過去に当該会社の主要株主の業務執行者であった者又は当該会社が主要株主である先の業務執行者であった者</u> g・h （略） i <u>当該会社の株式を政策保有株式として保有している先の出身者又は当該会社が株式を政策保有株式として保有している先の出身者</u> j （略） k （略） （7） （略）	1 1. の4 第7条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係 第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の（1）から（7）までに掲げる事項をいうものとする。ただし、（2）及び（6）にあつては、新規上場申請者が、内国株券の発行者である場合に限る。 （1）～（5） （略） （6） 独立役員（企業行動規範に関する規則第6条第1項に規定する独立役員をいう。以下同じ。）の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからjまでのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。） a （略） b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者 <u>（業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役であった者を含む。）</u> c～e （略） f 当該会社の主要株主 <u>（法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）をいう。以下同じ。）</u> g・h （略） （新設） i （略） j （略） （7） （略）

付 則

この改正規定は、令和８年７月１０日から施行し、同年１２月１日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 （1）～（5）（略） （6） 利益の額 a 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。ただし、この（6）においては、比較情報（有価証券上場規程に関する取扱い要領14.の2（4）に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第4項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。 b～g（略） （7）～（11）（略） 付 則 この改正規定は、令和8年7月10日から施行する。	2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 （1）～（5）（略） （6） 利益の額 a 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。ただし、この（6）においては、比較情報（有価証券上場規程に関する取扱い要領14.の2（4）に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。 b～g（略） （7）～（11）（略）

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係 (1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからnまでに掲げる区分に応じ当該aからnまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。 a～j (略) k <u>削除</u> l～n (略) (1) の2 (略) (2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからkまでに掲げる区分に応じ当該aからkまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。 a～g (略) <u>gの2 第2号mの2に掲げる事実</u> <u>権利変更議案の決議の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。</u> h～k (略) (2) の2～(5) (略)	1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係 (1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからnまでに掲げる区分に応じ当該aからnまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。 a～j (略) k <u>第1号a bに掲げる事項</u> <u>上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。</u> l～n (略) (1) の2 (略) (2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからkまでに掲げる区分に応じ当該aからkまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。 a～g (略) (新設) h～k (略) (2) の2～(5) (略)
2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係	2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に応じ当該aからoまでに定めることとする。ただし、第2条第1項第1号1に規定する上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）については、本所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～l (略)

m 削除

n・o (略)

(2) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからjまでに掲げる区分に応じ当該aからjまでに定めることとする。ただし、第2条第1項第1号1に規定する上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）については、本所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～g (略)

gの2 第2号jの2に掲げる事実

権利変更議案の決議の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

h～j (略)

(削る)

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に応じ当該aからoまでに定めることとする。ただし、第2条第1項第1号1に規定する上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）については、本所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～l (略)

m 第1号qに掲げる事項

当該子会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

n・o (略)

(2) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからjまでに掲げる区分に応じ当該aからjまでに定めることとする。ただし、第2条第1項第1号1に規定する上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）については、本所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～g (略)

(新設)

h～j (略)

3. 削除

3. <u>第2条の2（少数株主の賛成割合等の開示の取扱い）関係</u> <u>（1） 第1項本文に規定する40%以上の議決権を保有する者として本所が定める株主とは、次のaからcまでに定める者をいう。</u> <u>a 親会社</u> <u>b その他の関係会社（上場会社の議決権の40%以上を保有する場合に限る。）</u> <u>c 自己の計算において所有している議決権と次の（a）及び（b）に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の40%以上を占めている主要株主（a及び前bに掲げる者を除く。）</u> <u>（a） 当該主要株主の近親者</u> <u>（b） 当該主要株主及び前（a）に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社</u> <u>（2） 第1項第1号に規定する本所が定める株主とは、上場会社の株主のうち前（1）に掲げる者（前（1）cにあつては、同（1）cの（a）及び（b）に掲げる者を含む。）を除いた株主をいう。</u> 4. の3 <u>第4条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係</u> （1） 第1項に規定する「本所が定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次のaからgまでに掲げる事項をいう。ただし、b及びfにあつては、上場会社が内国株券の発行者である場合に限る。 a～e （略） f 独立役員の確保の状況（独立役員として指	（新設） 4. の3 <u>第4条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係</u> （1） 第1項に規定する「本所が定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次のaからgまでに掲げる事項をいう。ただし、b及びfにあつては、上場会社が内国株券の発行者である場合に限る。 a～e （略） f 独立役員の確保の状況（独立役員として指
---	---

定する者が、次の（a）から（k）までのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。）

（a） （略）

（b） 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者、業務執行者でない取締役であった者、監査役であった者又は会計参与であった者

（c）～（e） （略）

（f） 過去に当該会社の主要株主の業務執行者であった者又は当該会社が主要株主である先の業務執行者であった者

（g）・（h） （略）

（i） 当該会社の株式を政策保有株式として保有している先の出身者又は当該会社が株式を政策保有株式として保有している先の出身者

（j） （略）

（k） （略）

g （略）

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

（1）・（2） （略）

（3） 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～eの3 （略）

eの4 第2条第1項第1号tに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会

定する者が、次の（a）から（j）までのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。）

（a） （略）

（b） 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者（業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役であった者を含む。）

（c）～（e） （略）

（f） 当該会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）をいう。）

（g）・（h） （略）

（新設）

（i） （略）

（j） （略）

g （略）

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

（1）・（2） （略）

（3） 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～eの3 （略）

eの4 第2条第1項第1号tに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会

社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは企業行動規範に関する規則の取扱い3. の2 (3) a から d までに掲げる者である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

f ～ n (略)

(4) ～ (7) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年7月10日から施行する。
- 2 改正後の3. の規定は、令和8年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用する。
- 3 改正後の4. の3 (1) f の規定は、令和8年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用する。
- 4 改正後の1. (2) g の2及び2. (2) g の2の規定は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和7年法律第67号)の施行の日から施行する。
- 5 改正後の別添の規定は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度又は連結会計年度の最初の四半期会計期間又は四半期連結会計期間から適用し、同日より前に開始する事業年度又は連結会計年度の四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例によ

社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは企業行動規範に関する規則の取扱い3. の2 (3) a から f までに掲げる者である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

f ～ n (略)

(4) ～ (7) (略)

る。

別添 四半期財務諸表等の作成基準

(四半期財務諸表等の作成)

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

(1) 企業会計基準委員会が定める企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」(以下「企業会計基準第37号」という。)に準拠するものとする。

(2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い(連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。)は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
財務諸表等規則ガイドライン149-6	(略)	
	規則第137条に規定する重要な後発事象	企業会計基準第37号第24項(17)に規定する重要な後発事象

(3)・(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、上場会社は、次に掲げ

別添 四半期財務諸表等の作成基準

(四半期財務諸表等の作成)

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

(1) 企業会計基準委員会が定める企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下「企業会計基準第12号」という。)に準拠するものとする。

(2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い(連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。)は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
財務諸表等規則ガイドライン149-6	(略)	
	規則第137条に規定する重要な後発事象	企業会計基準第12号第19項(19)又は第25項(18)に規定する重要な後発事象

(3)・(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、上場会社は、次に掲げ

る事項以外の事項については、記載を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 企業会計基準第37号第24項(1)、(2)、(3)又は同第32項(1)に基づく会計方針の変更に関する注記

(4) 企業会計基準第37号第24項(4)又は(5)に基づく会計上の見積りの変更に関する注記

(5) 企業会計基準第37号第24項(6)に基づく期中特有の会計処理に関する注記

(6) 企業会計基準第37号第24項(7)及び同第32項(2)に基づくセグメント情報等の注記

(7) 企業会計基準第37号第24項(11)に基づく株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

(8) 企業会計基準第37号第24項(12)に基づく継続企業の前提に関する注記

(9) 企業会計基準第37号第24項(20)に基づく修正再表示に関する注記

(10) 企業会計基準第37号第33項に基づくキャッシュ・フロー計算書に関する注記(ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る)

る事項以外の事項については、記載を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 企業会計基準第12号第19項(2)、(2-2)、(3)若しくは(3-2)又は第25項(1)、(1-2)、(2)若しくは(2-2)に基づく会計方針の変更に関する注記

(4) 企業会計基準第12号第19項(4)若しくは(4-2)又は第25項(3)若しくは(3-2)に基づく会計上の見積りの変更に関する注記

(5) 企業会計基準第12号第19項(6)又は第25項(5)に基づく四半期特有の会計処理に関する注記

(6) 企業会計基準第12号第19項(7)又は第25項(5-2)に基づくセグメント情報等の注記

(7) 企業会計基準第12号第19項(13)又は第25項(11)に基づく株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

(8) 企業会計基準第12号第19項(14)又は第25項(12)に基づく継続企業の前提に関する注記

(9) 企業会計基準第12号第19項(20-2)又は第25項(19-2)に基づくキャッシュ・フロー計算書に関する注記(ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る)

(10) 企業会計基準第12号第19項(22)又は第25項(21)に基づく修正再表示に関する注記

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
6. 第22条（公表措置等）関係 (1) (略) (2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。 a～c (略) d 第6条の規定 3. の規定に基づき上場会社が独立役員として届け出る者が、次の(a)から<u>(e)</u>までのいずれかに該当している場合におけるその状況 (a)・(b) (略) <u>(c) 当該会社の主要株主若しくはその業務執行者又は当該会社が主要株主である先の業務執行者</u> <u>(d) 最近において(a)から前(c)までに該当していた者</u> <u>(d)の2</u> その就任の前10年以内のいずれかの時において次のイ又はロに該当していた者 イ 当該会社の親会社の業務執行者、<u>業務執行者でない取締役、監査役又は会計参与</u> ロ (略) <u>(e) 次のイからへまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</u>	6. 第22条（公表措置等）関係 (1) (略) (2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第22条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。 a～c (略) d 第6条の規定 3. の規定に基づき上場会社が独立役員として届け出る者が、次の(a)から<u>(d)</u>までのいずれかに該当している場合におけるその状況 (a)・(b) (略) (新設) <u>(c) 最近において(a)又は前(b)に該当していた者</u> <u>(c)の2</u> その就任の前10年以内のいずれかの時において次のイ又はロに該当していた者 イ 当該会社の親会社の業務執行者<u>(業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。)</u> ロ (略) <u>(d) 次のイからへまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</u>

イ (a) から前 <u>(d) の 2</u> までに掲げる者 ロ・ハ (略) ニ 当該会社の親会社の業務執行者、<u>業務執行者でない取締役、監査役又は会計参与</u> ホ・ヘ (略) d の 2 ～ i (略) 付 則 この改正規定は、令和 8 年 7 月 1 0 日から施行し、同年 1 2 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用する。	イ (a) から前 <u>(c) の 2</u> までに掲げる者 ロ・ハ (略) ニ 当該会社の親会社の業務執行者 <u>(業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。)</u> ホ・ヘ (略) d の 2 ～ i (略)
--	--

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1) ～ (4) (略) (5) 債務超過 a ～ c (略) d 第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。 (a) (略) (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）<u>、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和7年法律第67号。以下「早期事業再生法」という。）に基づく権利の変更又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）</u> e 第5号ただし書に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。 (a) (略) (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生	1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1) ～ (4) (略) (5) 債務超過 a ～ c (略) d 第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。 (a) (略) (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） e 第5号ただし書に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。 (a) (略) (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生

(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、早期事業再生法に基づく権利の変更又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)

f dの(b)又は前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの(b)については第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画(dの(b)又は前eの(b)に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイから三までの区分に従い、当該イから三までに規定する書面

イ (略)

ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。)

ハ 早期事業再生法に基づく権利の変更を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面(裁判所による認可の決定を要する場合、当該認可を得ているもので

(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。))又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)

f dの(b)又は前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの(b)については第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画(dの(b)又は前eの(b)に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでの区分に従い、当該イからハまでに規定する書面

イ (略)

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。)

(新設)

あることを証する書面を含む。)

三 (略)

(b) (略)

(6) ～ (9) の 2 (略)

(10) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

第10号に規定する取扱いで定める場合とは、次のa又はbに掲げる場合をいい、第10号に規定する取扱いで定める期間とは、次のa又はbに掲げる場合の区分に従い、当該a又はbに定める期間をいう。

a 開示府令第15条の2第3項又は第18条の2第4項に規定する承認を得た場合

当該承認を得た機関の経過後8日目（休業日を除外する。）の日まで

b (略)

(11) ～ (19) (略)

付 則

1 この改正規定は、令和8年7月10日から施行する。

2 改正後の1.(5)のd、e及びfの規定は、令和8年7月10日から施行し、早期事業再生法の施行の日から適用する。

ハ (略)

(b) (略)

(6) ～ (9) の 2 (略)

(10) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

第10号に規定する取扱いで定める場合とは、次のa又はbに掲げる場合をいい、第10号に規定する取扱いで定める期間とは、次のa又はbに掲げる場合の区分に従い、当該a又はbに定める期間をいう。

a 開示府令第15条の2第3項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を得た場合

当該承認を得た機関の経過後8日目（休業日を除外する。）の日まで

b (略)

(11) ～ (19) (略)

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係 (1) 株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dからfの規定の適用については、次のとおりとする。 d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の（a）又は（b）に定める場合をいう。 （a）（略） （b） 次のイからホまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） イ （略） ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。） ハ <u>円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和7年法律第67号。以下「早期事業再生法」という。）に基づく権利の変更</u> ニ （略） ホ （略） e 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する本所が定める場合とは、次の（a）又は	1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係 (1) 株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dからfの規定の適用については、次のとおりとする。 d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の（a）又は（b）に定める場合をいう。 （a）（略） （b） 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） イ （略） ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。） （新設） ハ （略） ニ （略） e 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する本所が定める場合とは、次の（a）又は

(b) に定める場合をいう。

(a) (略)

(b) 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）

イ (略)

ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

ハ 早期事業再生法に基づく権利の変更

ニ (略)

ホ (略)

f 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又はdの(b)若しくは前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「dの(b)又は前eの(b)」とあるのは「第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文」と、「dの(b)においては第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に」とある

(b) に定める場合をいう。

(a) (略)

(b) 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）

イ (略)

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

(新設)

ハ (略)

ニ (略)

f 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又はdの(b)若しくは前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「dの(b)又は前eの(b)」とあるのは「第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文」と、「dの(b)においては第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に」とある

のは「猶予期間の最終日から起算して3か月以内に」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(イ)から(ニ)までの規定は適用しない。

(b) dの(b)又は前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの(b)については第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画(dの(b)又は前eの(b)に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ホ)までの区分に従い、当該(イ)から(ホ)までに規定する書面
(イ) (略)

(ロ) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

(ハ) 早期事業再生法に基づく権利の変更を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面(裁判所による認可の決定を要する場合、当該認可を得ているものであ

のは「猶予期間の最終日から起算して3か月以内に」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(イ)から(ハ)までの規定は適用しない。

(b) dの(b)又は前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの(b)については第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画(dの(b)又は前eの(b)に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ニ)までの区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに規定する書面
(イ) (略)

(ロ) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

(新設)

<u>ることを証する書面を含む。)</u> <u>(二)</u> (略) <u>(ホ)</u> (略) ロ (略) (2) (略) 付 則 この改正規定は、令和８年７月１０日から施行し、早期事業再生法の施行の日から適用する。	<u>(ハ)</u> (略) <u>(二)</u> (略) ロ (略) (2) (略)
---	---